

第2章 文化を取り巻く環境の動向

1. 社会の動向

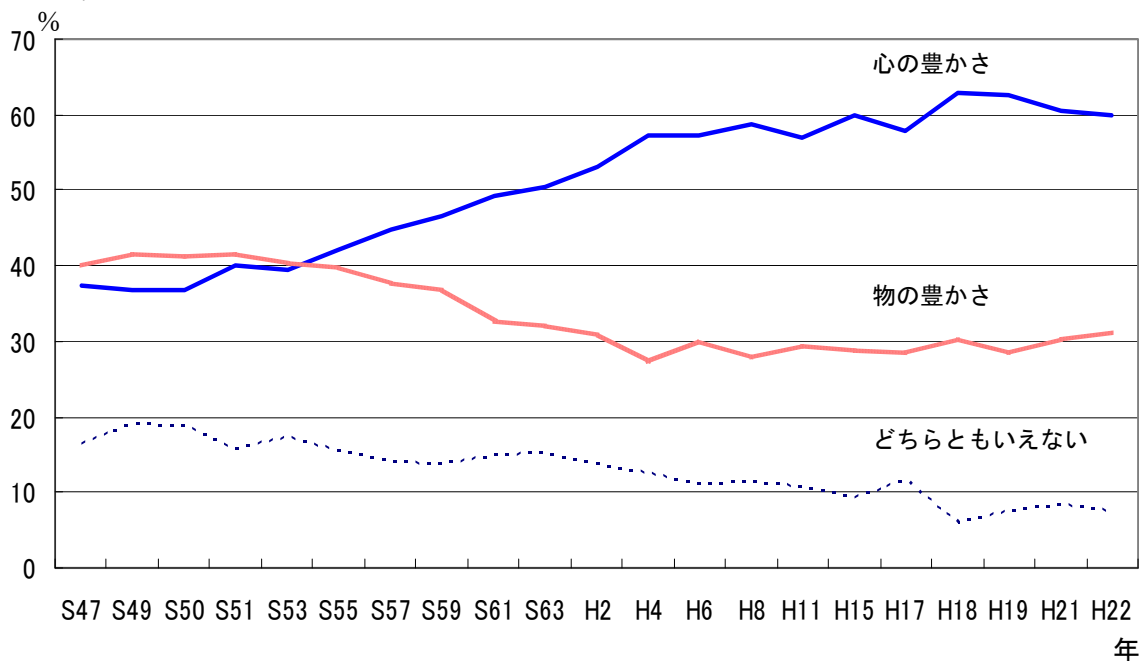
(1) 価値観の多様化

国民が多様な価値観に基づき自己実現を図るというライフスタイルが定着するなど、価値観の多様化が進む中、「物質的な豊かさ」より、精神的な安らぎや潤いのある生活など「心の豊かさ」を重視する傾向が年々強まっています。

平成22年6月に実施された内閣府による「国民生活に関する世論調査」において、『今後の生活では、「物の豊かさか」「心の豊かさか」の二つの考え方のうち、どちらが近いか』という質問に対し、「心の豊かさ」を選択した人が約60%で、「物の豊かさ」を回答した人が約30%という結果が示されました。

一方、社会は経済効率を優先するあまり、他人への思いやりや配慮が乏しくなる傾向も一部見受けられます。

このような社会においてこそ、文化は、私たちに楽しさや感動を与え、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらし、社会生活を豊かにするものとして、また、課題解決のための創造力を育み社会に活力をもたらすものとして、その役割が益々期待されています。



* 内閣府による「国民生活に関する世論調査」から

(2) グローバル化の進展

情報通信技術の発達に伴い、人やものの流れのみならず、情報、資本などが国境を越えて自由に移動するというグローバル化が進んでいます。

しかし、各分野で導入されているグローバル・スタンダードは公平性を担保する一方で、国際社会を同質化させ、我が国独自の伝統文化の継続性を薄めていくという危険性もはらんでいます。

こうした中、我が国の伝統文化・芸能を十分に知り、異なる歴史的背景や文化を持つ他の国や民族との相互理解を深めることが、多様な文化の共存による世界平和につながるものです。

(3) 高度情報化社会の到来

インターネットの普及に象徴される情報通信技術の発達は、地方においても多様な情報の受発信が可能となり、国を超えたやり取りの機会や女性・高齢者などの活躍の機会を増加させています。

また、デジタル技術の進歩はコンピュータ・グラフィックスをはじめ、新しい表現手段を創出し、創作活動の範囲は大きく広がっています。

一方で、人間関係の希薄化を生み出し、現実社会への適応能力の低下をもたらす一因となるなど、負の側面も指摘されています。

このため、情報の効果的な活用によるコミュニケーション能力の向上や他人を思いやる心を育むという面で、文化の役割が見直されています。

(4) 少子高齢化の進展

晩婚化や非婚化、少子化が進行し、100年後には、今の日本人は半減すると推測され、本市においても、「高齢化」「人口減少」が進行し、2022年にはほぼ4人に1人が65歳以上になると予測されています。

このため、地域での様々な文化芸術活動の運営や実践を担う青年や成人が減少するとともに、それを受け継ぐ子どもたちも減少するなど、地域の個性豊かな伝統文化の継承・発展に支障が生じることが懸念されています。

(5) 活力ある地域づくり

活力ある地域づくりのため、地域住民が主体となった特色あるまちづくりを進めていくことが大切です。

このため、地域固有の歴史と風土に育まれてきた文化や、住民が参加した文化芸術活動は、郷土への誇りと愛着を深め、地域住民共通のよりどころとして、個性あふれる豊かな地域づくりに大きな役割を担うものと期待されています。

(6) 市町合併の進展

地方分権推進の中、「市町村の合併の特例等に関する法律（合併特例法）」に基づき、各地における市町村の合併が促進されました。

これらは「平成の大合併」と呼ばれ、平成11年には3,232あった市町村が平成22年には1,730市町村となりました。合併に伴い、地域の伝統・文化、歴史的な地名が失われてしまうといった課題が生じてきています。

(7) 環境意識の高まり

戦後の高度成長期以降、急激な都市化や生活様式の変化などに起因する環境の異変は、様々な現象が関連しあって、私たちがかつて経験したことのない地球規模での大きな環境問題になっています。

このようなことから、国際条約の締結や政府による環境保護対策などの取り組みが行われるほか、近年、市民の環境意識の高まりと連携した、市民参加による生態系の保護や自然と共生しようとする活動が各地で活発化してきています。

このような市民主体による環境保護活動と相まって、史跡・名勝・天然記念物などの文化財保護活動につきましても、各地で保護活動が高まってきています。

2. 国の動向

(1) 文化芸術振興基本法の制定

ア 法の制定経過

文化芸術の意義に対する国民の認識の高まりを背景に、文化芸術全般にわたる法律の制定について、文化関係者からの要望に基づき国会議員による検討が行われ、議員立法による「文化芸術振興基本法」が、平成13年12月7日に公布、施行されました。

イ 法の目的

法の第1条は、「この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動を行う者の自主的な活動を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会を実現に寄与することを目的とする」と規定しています。

ウ 文化芸術の振興に当たっての基本理念

文化芸術の振興に当たって、次の8項目の基本理念を定めています。

- 文化芸術活動を行う者の自主性を十分に尊重する。
- 文化芸術活動を行う者の創造性を十分に尊重し、地位の向上を図り、能力が発揮できるようにする。
- 文化芸術を鑑賞、参加、創造することができる環境を整備する。
- 我が国の文化芸術の発展を図り、ひいては世界の文化芸術の発展に資する。
- 多様な文化芸術の保護及び発展を図る。
- 地域の人々により主体的に文化活動が行われ、各地域の特色ある文化芸術の発展を図る。
- 我が国の文化芸術を世界へ発信し、国際的な交流、貢献の推進を図る。
- 広く国民の意見が反映されるよう配慮する。

エ 国・地方の責務

① 国

基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有しています。

② 地方公共団体

基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有しています。

オ 文化芸術の振興に関する基本的施策

法第8条から第35条までは、音楽や美術、演劇などの芸術の振興、有形・無形の文化財等、伝統芸能、生活文化、国民娯楽などの27項目について、その振興に必要な施策を講ずるよう規定しています。

(2) 文化芸術に関する基本的な方針（第2次基本方針）

国は、平成19年2月9日に文化芸術振興基本法第7条第1項の規定に基づき、今後おおむね5年間を見通した「文化芸術の振興に関する基本的な方針」を閣議決定しました。

ア 文化芸術の振興の基本的方向

① 文化芸術振興の意義

- ・文化芸術は、人間が人間らしく生きるための糧となる。
- ・文化芸術は、人間相互の連帯感を生み出し、共に生きる社会の基盤を形成するものである。
- ・文化芸術は、より質の高い経済活動を実現する。
- ・文化芸術は、科学技術や情報化の進展が人類の真の発展に貢献するよう支えるものである。
- ・文化芸術は、文化の多様性を維持し、世界平和の礎となるものである。
- ・「文化力」は国の力である。
- ・文化芸術と経済は密接に関連している。

② 文化芸術の振興に当たっての基本的視点

■文化力の時代を拓く

- ・文化力を高め、心豊かで活力にあふれた社会を実現していくことが必要
- ・短期的な経済的効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的な視点に立った施策を展開することが必要

■文化力で地域から日本を元気にする

- ・地域文化の豊かさが、日本文化全体の豊かさや日本の魅力を高め、人々を元気にする力となる。
- ・人々が全国のどこでも、様々な形の文化芸術に触れ、更に豊かな文化芸術を創造できるようにすることが必要
- ・文化財については、地域住民の心のよりどころとしてその保存及び活用を図ることが必要
- ・「団塊の世代」の人々が文化芸術を享受し、地域の文化芸術活動に参加していくための環境を整備していくことが必要

■国、地方、民間が相互に連携して文化芸術を支える

- ・個人、企業、団体、地方公共団体、国などが相互に連携し、社会全体で文化芸術の振興を図っていくことが必要

③ 文化芸術の振興に当たっての重点的に取り組むべき事項

■日本の文化芸術の継承、発展、創造を担う人材の育成

- ・専門的人材の育成を図るとともに、地域や学校等における質の高い文化ボランティア活動を活発にするための環境整備を図ることが必要

■日本文化の発信及び国際文化交流の推進

- ・日本の伝統文化だけでなく、現代の文化芸術創造活動を積極的に海外に発信し、国際文化交流の施策を検討していくことが必要

■文化芸術活動の戦略的支援

- ・水準の高い活動への重点的支援と地域性等にも配慮した幅広く多様な支援のバランスを図ることが必要

■地域文化の振興

- ・地域文化の担い手が相互に連携・協力する取り組みの促進と地域の高等教育機関の地域文化振興への貢献促進が必要
- ・地域の文化力を、地域経済や観光、教育、福祉など広くまちづくりに活用することが必要

■子どもの文化芸術活動の充実

- ・子どもの豊かな心や感性、創造性などをはぐくむため、子どもたちが身近に伝統文化や現代の文化芸術に触れる機会を充実することが必要
- ・学校や地域での文化芸術活動を関係者が連携し、地域ぐるみで支援する仕組みの構築が必要

■文化財の保存及び活用の充実

- ・文化財の実効性のある保存及び活用の充実を図ることが重要
- ・地域社会が文化財を国民共通の財産として親しみ、守っていく機運の醸成が必要
- ・ある程度の文化財が集積している場合、それらを効果的に生かして文化の薫り高い空間を形成していくため、文化財の総合的な把握を行う手法の検討が必要

3. 県の動向

(1) 栃木県文化振興条例の制定

栃木県は平成20年4月1日に、文化の振興に関し、基本理念を定め、並びに県の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、文化振興施策を総合的に推進するために「栃木県文化振興条例」を制定しました。

(2) 栃木県文化振興基本計画の策定

栃木県は、平成21年に、栃木県文化振興条例に基づき、文化振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本的な方向及び施策に関する事項について定めた「栃木県文化振興基本計画」を策定しました。

■計画期間 平成21年度から10年間程度を展望したもの

■基本目標 みんなで育み、誇る「とちぎの文化」

■施策の方向

- 1 多彩な文化活動の促進
- 2 文化に親しむ環境の整備
- 3 文化を支える担い手の育成

- 4 伝統的文化の保存, 継承, 活用
- 5 文化による地域の振興

4. 宮っこ未来ビジョン

平成17年9月に策定した「宮っこ未来ビジョン」においては、文化創造に関して、乳幼児期・少年期・青年期・成人期・高齢期の各ライフステージの目標を設定し、その施策の方向を以下のように捉えています。

① 文化活動の振興

文化活動の裾野を広げる鑑賞・発表・学習機会の充実、文化を広めるための情報提供・発信の充実、次代へつなげる生活文化の継承などに努めます。

② 文化振興の基盤の整備

文化活動の充実を図る文化施設の整備、文化財の保護・活用の推進、文化活動をリードする人材の育成や文化団体・ボランティア組織の支援などに努めます。

■文化創造の各ライフステージにおける目標

区 分	ライフステージ別の自分づくりに関する目標
乳幼児期	地域の自然に触れたり、祭りなど伝統行事に進んで参加するようにします。
少年期	進んで、郷土の歴史、伝統文化、芸術など多様な文化に触れ、体験できるようにします。
青年期	様々な文化芸術を学び、異文化交流を実践します。
成人期	多様な文化活動に取り組み、社会に生かすようにします。
高齢期	長年の文化活動で培われた経験と知識を社会に生かすようにします。